

十八銀行における 店番変更のお知らせ

十八銀行および親和銀行は、2020年10月1日(木)に合併し「十八親和銀行」として新たにスタートする予定(*)です。合併に先立ちまして、十八銀行の一部店舗の店番を変更することとなりました。お客さまにはお手数やご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

※銀行合併に関わる関係当局の許認可の取得が前提となります。

合併・システム統合に関するスケジュール(予定)

店番変更日	2020年 2月17日 (月)	十八銀行35か店の店番を変更 <small>※新しい店番および必要なお手続きは中面をご覧ください。</small>
以降のスケジュール	2020年 10月1日(木)	合併に伴い、銀行名・十八銀行の金融機関コード・十八銀行および親和銀行の一部店舗の店名を変更
	2021年 1月4日(月)	十八銀行が親和銀行のシステムを継続利用する方法でシステム統合
	2021年 5月～	順次、店舗の統合(移転)を実施

※2020年10月1日の合併、2021年1月4日のシステム統合、2021年5月以降の店舗統合(移転)に関する必要なお手続きにつきましては、変更の約2ヶ月前を目処にご案内をいたします。

⚠ 店番変更や合併・システム統合に関連する特殊詐欺にご注意ください。

銀行員になりすまし、店番変更や合併・システム統合を名目とした不審な電話や訪問が発生しております。

十八銀行・親和銀行の行員が営業店窓口以外で「お客さまのキャッシュカード・ご通帳・ご印鑑等をお預かりすること」や「お客さまの通帳・キャッシュカードの暗証番号や口座番号をお尋ねすること」はございません。なお、通帳につきましては、通帳記入や通帳繰越など、お客さまからのご依頼に基づいて行員がお預かりする場合はございますが、お客さまからご依頼がないにもかかわらず「行員から通帳のお預かりをお願いすること」はございません。十分ご注意ください。ようお願いいたします。

不審な電話や訪問があった場合は、必ず警察やお取引店へご相談ください。

店番変更に関するお問い合わせ

十八銀行お客さま照会センター



0120-18-0218

[受付時間] 平日9:00～17:00
(ただし、12/31～1/3は除きます。)

■十八銀行 店番変更一覧(35か店)

※現店番順

地区	店名	現店番 (変更前)	新店番 (変更後)	店名 変更
県南	シーボルト支店	076	876	
	県庁支店	101	133	
	長崎市役所支店	102	134	
	デジタル出島支店	105	135	
	北支店	110	136	
	稲佐支店	130	137	
	稲佐中央通支店	140	138	
	大学病院前支店	160	159	
	城山支店	170	175	
	小江原出張所	171	176	
県北	佐世保駅前支店	401	414	
	早岐支店	402	419	*
	佐世保俵町支店	403	415	
	大塔支店	411	416	
	日野支店	412	417	*
	佐世保市役所出張所	413	418	*
県央	諫早駅前支店	501	514	
	西大村支店	511	515	
	諏訪出張所	512	516	

地区	店名	現店番 (変更前)	新店番 (変更後)	店名 変更	
島原	小浜支店	560	563		
	湊支店	601	603		
	有明支店	611	613		
	深江支店	612	614	*	
	西有家支店	621	624		
	北有馬出張所	641	642		
	加津佐支店	660	659		
	五島	上五島支店	711	712	
		博多支店	801	816	
	県外	東福岡支店	802	817	
西福岡支店		803	818		
大野城支店		805	833		
久留米支店		808	834	*	
下関支店		860	835		
大阪支店		880	836		
東京支店		890	837	*	

※店名変更欄に*がある店舗は、2020年10月1日の銀行合併時に店名が変更されます。
くわしくは「銀行名・金融機関コード・店名変更について」をご覧ください。

※上記の営業店の他、「事務センター(現店番:001、新店番:035)」「
手形センター(現店番:007、新店番:036)」も変更されます。

上記十八銀行店舗の口座を保有されているお客さまへのご依頼事項
～お手続きが必要なお客さまには、変更日の約2ヶ月前を目処にご案内いたします～

給与や家賃収入等、各種振込の受取口座としてご利用の方

- 恐れ入りますが、**振込依頼人さま(ご勤務先やお取引先等)に振込を行う際に店番情報が必要かご確認ください。必要な場合には「新しい店番」をご連絡くださいますようお願いいたします。**また、**新しい店番でのお振込手続きは、店番変更日(2020年2月17日)以降の振込から適用となるよう振込依頼人さまに併せてお伝えください。**
- なお、振込依頼人さまへのご連絡用文書「振込口座の店番変更のお願い」を十八銀行ホームページに掲載いたしますので、必要な方はご利用ください。

年金の受取口座としてご利用の方

- 次の年金につきましては、お手続きの必要はございません。

国民年金、厚生年金、船員年金、労災年金、国民年金基金、国家公務員共済年金、地方職員共済年金、全国市町村職員共済年金、公立学校共済年金、日本私立学校共済年金、企業年金連合会が取扱う年金

- 上記以外の各種年金につきましては、年金のお支払い先によって変更手続きが必要となる場合がございます。変更手続きの要否につきましては、恐れ入りますが年金のお支払い先にご確認ください。

ご照会が多い事項に関する回答

- 通帳・定期預金証書・キャッシュカード・ローンカード・手形・小切手は、今まで通りご利用になれます。
- 税金・公共料金やクレジットカード等の引落口座のご利用につきましては、お手続きの必要はなく、今まで通りご利用になれます。
- 口座番号は、変更ございません。
ただし、一部のお取引口座(総合口座定期預金、投資信託、外貨預金、債券口座)につきましては、2021年1月4日のシステム統合時点で変更する予定です。対象となるお客さまには別途ご案内いたします。